

岸和田市立小中学校等規模及び配置適正化審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岸和田市附属機関条例（平成15年条例第1号）第4条の規定に基づき、岸和田市立小中学校等規模及び配置適正化審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他の必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、教育長の諮問に応じて、市立幼稚園、小中学校の規模及び配置の適正化に関する事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する者をもって充てる。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民団体もしくは関係団体の代表者
- (3) 公募した市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する翌年度の末日までとする。ただし、第2条の諮問事項に関する審議が終了した場合は、その終了した日までとする。

2 委員が任期の途中で交代した場合又は委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第8条 審議会の事務局は、教育総務部総務課に置く。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が選出されていない場合にあっては、教育長が会議を招集する。